

三島市若年がん患者^{にんようがい}妊孕性温存治療支援事業のご案内【妊孕性温存治療】

三島市では、将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年世代(AYA世代)のがん患者さんが、がん治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望をもって治療に取り組むことができるよう、妊孕性温存治療に要した費用を一部補助する事業を実施します。

令和3年4月から、がん治療だけでなく、造血幹細胞移植またはアルキル化剤が投与される非がん疾患の患者さんの妊孕性温存治療についても対象となりました。

令和4年4月から、妊孕性温存治療後の温存後生殖補助医療についても対象となりました。

【妊孕性温存治療とは？】

生殖機能に影響を与える恐れ(妊娠ができなくなる等)のあるがん治療等始める前に、卵巣、卵子、精子、胚(受精卵)を凍結保存することで、将来子どもを授かる可能性を残すことができる治療のことです。

- がん治療等を最優先に行う必要があるため、実施できない患者さんもいます。
- 妊孕性温存治療はがん治療後の妊娠を保証するものではありません。
- がん治療等を開始する前に主治医から十分に説明を受け、納得した上で、妊孕性温存治療を行ってください。

1 対象となる方(以下の要件を全て満たす方)

- ① 申請時に三島市に住民登録がある方
- ② がん治療等により生殖機能が低下する、又は失う恐れがあると医師に診断された方
- ③ 妊孕性温存治療の凍結保存時に43歳未満の方
- ④ この事業の補助対象となる費用について、「三島市不妊・不育症治療費補助事業」に基づく助成を受けていない方
- ⑤ 納めるべき市税(市県民税)を完納している方
- ⑥ 次の表の医療機関において妊孕性温存治療を受けた方

妊孕性温存治療の内容	医療機関
精子の採取凍結	がん治療等の担当医師又は温存治療の担当医師から紹介を受けた医療機関
卵子、卵巣組織の採取凍結又は卵子の採取、胚(受精卵)の凍結	三島レディースクリニック、いながきレディースクリニック、沼津市立病院、岩端医院、かぬき岩端医院、共立産婦人科医院、富士市立中央病院、菊池レディースクリニック、長谷川産婦人科医院、静岡赤十字病院、静岡済生会総合病院、俵 IVFクリニック、県立美術館前 IVFクリニック、静岡レディースクリニック、焼津市立総合病院、可睡の杜レディースクリニック、産婦人科西垣エーアルティークリニック、西村ウィメンズクリニック、浜松医科大学医学部附属病院、聖隷浜松病院、聖隷三方原病院、アクトワーククリニック

※静岡県外の医療機関で治療を実施した場合は、お問い合わせください。

※胚(受精卵)凍結保存に係る治療の場合は、婚姻関係にある夫婦のうち女性が妊孕性温存治療対象者である場合が対象です。(事実婚含む)

2 補助対象の治療内容

- 精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結ならびに胚(受精卵)の凍結に要する費用(初回の保存に要する費用を含む)。保険適用外となる費用が対象です。
- 入院費、入院時の食事代等、治療に直接関係のない費用や凍結保存の維持(2回目以降)に係る費用は対象外です。
- 医師の判断で妊孕性温存治療を中止した場合、それまでに要した費用は対象となりますが、1回を限度として補助をします。

3 申請に必要な書類 ※事前に電話連絡のうえ、直接窓口にご持参ください

※申請に対象者本人以外の方(家族等)が来所の場合、必ず委任状を持参して下さい。

(ホームページからダウンロード、または三島市立保健センター(健康づくり課)で様式等をお渡しします)

○妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請書(妊孕性温存治療分)(様式第1号)

○妊孕性温存治療実施証明書

* 妊孕性温存治療実施医療機関用(様式第4号)

* (妊孕性温存治療実施医療機関から紹介を受けた医療機関で治療をした場合のみ)
妊孕性温存治療実施医療機関の連携機関用(様式第5号)

* 原疾患治療実施医療機関用(様式第6号)

○補助対象者本人の納税証明書または非課税証明書(※注)

住民税が課税されている方:納税証明書(課税(所得)証明書ではありません)

住民税非課税の方:非課税証明書

※補助対象者本人が未成年の場合は、親権者等の納税証明書または非課税証明書

○通帳の写し(振り込みを希望する金融機関のもので補助対象者本人の口座)

※補助対象者本人が未成年の場合は、親権者等(申請者)の口座

○印鑑(スタンプ式でないもの)

○(胚の凍結保存をする場合で事実婚関係にある場合のみ)事実婚関係に関する申立書(様式第7号)

4 補助の上限額

以下の金額を上限に対象の方1人につき2回まで補助します。

区分	妊孕性温存治療の内容	補助上限金額
(1)静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業による補助を受ける場合 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 2px solid gray; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px;">県知事あて申請 (新制度)</div> + <div style="border: 2px solid gray; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px;">市長あて申請 (現行制度)</div> </div>	胚(受精卵)凍結保存	50,000円
	未受精卵子凍結保存	200,000円
(2)静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業による補助を受けていない場合 <div style="border: 2px solid gray; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px; display: inline-block;">市長あて申請 (現行制度)</div>	精子凍結保存	25,000円
	精巣内精子採取術による精子凍結保存	350,000円
	肺(受精卵)、未受精卵子または卵巣組織凍結保存	400,000円

区分(1)(2)のどちらに該当するかは、別紙「がん等の病気て妊よう性温存のための治療を受ける皆さんへ」をご確認ください。

5 申請期限

妊孕性温存治療に係る費用を支払った日の属する年度内に申請してください。

(R5年4月からR6年3月までに治療費の支払いをした方→R6年3月までの申請)

※ただし、妊孕性温存治療後、期間を置かず原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請ができない場合は、翌年度に申請することができます。

※医療機関の証明書の発行に2~4週間程度かかることがあります。治療費の支払いが3月の場合などで当該年度内に証明書の発行が間に合わない場合は、翌年度に申請することができます。必要書類がそろいしだい、早めに申請してください。

6 申請先及び問い合わせ先

〒411-0832 三島市南二日町8番35号(三島市立保健センター)

三島市健康づくり課 成人保健係

電話:055-981-4563/055-973-3700 FAX:055-976-8896

